［号を削る。］

十七　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（第十九号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。次号及び第二十号において同じ。）

十八　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十九　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十一号において同じ。）

二十　ＡＴ大型第二種免許又はＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十一　ＡＴ大型第二種免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

第四条　［１～11　略］

12　前条に規定するもののほか、大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

［一～四　略］

五　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

十八　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

十九　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

二十　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十一　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

二十二　ＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十三　ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

第四条　［１～11　同上］

12　前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

［一～四　同上］

五　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。